

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、子どもの教育、保育、子育て支援を総合的に進める「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度)が、平成27年度からスタートします。

ここでは、新制度の目的や概要、仕組みなどについてお知らせします。
問合せ 保育課事業係(内線3321)

新制度の目的と概要

新制度は、妊娠・出産期から小学校入学後の学童期まで

切れ目のない子育て支援を社会全体で行い、子どもが健康やかに成長できる環境をつくることを目的としています。子育てをめぐる現状および課題から次の取り組みを進めます。



スタートします

保育(定員6人〜19人)、家庭的保育(定員5人以下)、居宅訪問型保育(ベビーマッサージ)、事業所内保育(従業員のための保育)の4つの保育事業です。

③地域における子ども・子育て支援事業の充実

◆妊娠・出産期、乳幼児期、学童期の支援を充実

新制度では、共働き家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に、妊娠・出産期から乳幼児期、学童期まで切れ目のない子育て支援事業の充実を図ります。

具体的な子育て支援事業として、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ(学童保育)など13事業があります。

利用手続きが変わります

◆保育の必要性の認定(幼稚園、保育所等の施設に入園する場合に必要となります)

今までは、幼稚園と保育所の申請は別の窓口でしたが、新制度では、幼稚園、保育所

等を希望する全ての保護者が市へ支給認定申請を行い、市は、保護者からの申請に基づいて、保育の必要性を認定します。

支給認定は次の表1の3つに区分され、保育の必要性の有無、保育の必要量など、保護者の皆さんの就労状況などに応じた認定内容が記載された「認定証」が交付されます。

支給認定区分に応じて、利用できる施設等(幼稚園、保育所、認定子ども園、地域型保育事業)が決まります。

表1 【新制度による支給認定区分】

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設等
3歳以上	非該当	1号認定 (教育標準時間認定)	認定子ども園・幼稚園
	該当	2号認定(保育認定)	認定子ども園・保育所
3歳未満	非該当	認定対象外	—
	該当	3号認定(保育認定)	認定子ども園・保育所 ・地域型保育事業

※希望保育所に空きがない場合は、保育が必要な子どもでも幼稚園を利用することがあります。
※教育標準時間認定とは、1日3〜4時間程度の幼児教育の時間のことです。